

議案第 27 号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和 50 年墨田区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 11 号中「小学校（）」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、「中等教育学校」を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校」に改める。

第 5 条の表就職支度資金の項中「320,000 円」を「330,000 円」に改める。

第 7 条中「1.5 パーセント」を「1 パーセント」に改める。

第 11 条中「はじめ」を「初め」に改め、同条ただし書中「あわせて」を「合わせて」に改める。

第 12 条中「はじめた」を「始めた」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条の表及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、通勤のために自動車購入が必要と認められる場合の就職支度資金の貸付限度額を引き上げるほか、貸付利率の上限を引き下げる等の必要がある。